

環境基準類型指定状況（令和4年4月1日時点）

水域名		範囲	水域類型	達成期間	指定年月日	
吉野川水域	吉野川上流	徳島県大川橋より上流	AA 河川生物 A	イ イ	S46. 5. 25 閣議決定 H18. 6. 30 環境省告示	
	早明浦ダム貯水池	早明浦湖（全域）	湖沼 A 湖沼 II （全窒素の項目の基準を除く。） 湖沼生物 A	イ イ イ	H15. 3. 27 環境省告示  H18. 6. 30 環境省告示	
	長沢ダム貯水池 大橋ダム貯水池	長沢ダム貯水池（全域） 大橋ダム貯水池（全域）	湖沼 A 湖沼 II （全窒素の項目の基準を除く。）	イ	H21. 3. 31 環境省告示	
物部川域	物部川上流	日の出橋より上流	AA	イ	S48. 9. 7	
	〃下流	〃下流	A	イ	〃	
	上葦生川	全 域	AA	イ	〃	
仁淀川水域	仁淀川	愛媛県境より下流全域	AA	イ	H12. 3. 14	
	波介川上流	火渡川合流点より上流	A	イ	S47. 8. 1	
	〃下流	〃下流	B	ハ	〃	
	日下川	全 域	A	イ	〃	
	柳瀬川	全 域	A	イ	〃	
	坂折川	全 域	A	イ	〃	
浦戸湾水域	宇治川	全 域	C	ハ	H4. 4. 1	
	国分川	上流	小山橋より上流	AA	イ	S47. 8. 1
		〃下流	〃下流	B	ロ	〃
		全 域	全 域	C	ロ	〃
	江の口川	上流	落合橋より上流	B	イ	〃
		〃下流	〃下流	C	ロ	〃
	久万川	上流	舟戸橋より上流	A	イ	〃
		〃下流	〃下流	B	イ	〃
	舟入川	上流	遍路橋より上流	A	ロ	〃
		〃下流	〃下流	B	イ	〃
	下田川	上流	新月橋より上流	AA	ロ	〃
		〃下流	〃下流	A	イ	〃
	鏡川	上流	全 域	B	ハ	H4. 4. 1
〃下流		全 域	B	イ	S47. 8. 1	
神田川	全 域	高知市種崎外港防波堤、同防波堤先端と種崎航路護岸東端を結んだ直線及び陸岸により囲まれた水域	海域 A	イ	〃	
	新 川 川	全 域	海域 B	ロ	〃	
四万十川水域	高知港（甲）	高知港港湾区域のうち高知港口防波堤先端と高知市種崎外港防波堤先端を結んだ直線及び陸岸により囲まれた区域から高知港（甲）に係る部分を除いたもの	海域 B	ロ	〃	
	高知港（乙）	高知港港湾区域のうち高知港口防波堤先端と高知市種崎外港防波堤先端を結んだ直線及び陸岸により囲まれた区域から高知港（甲）に係る部分を除いたもの	海域 B	ロ	〃	
	四万十川（渡川）	全 域	AA	イ	H11. 4. 1	
	後 川	全 域	A	イ	S48. 9. 7	
	中 筋 川	全 域	B	イ	〃	
	仁 井 田 川	全 域	A	イ	〃	
東又川	全 域	B	イ	〃		
	禰 原 川	全 域	AA	イ	R4. 4. 1	

水域名		範囲	水域類型	達成期間	指定年月日
土佐関 湾連 東水 部域	奈半利川	全 域	AA	イ	R4. 4. 1
	安田川	全 域	AA	イ	H25. 4. 16
	伊尾木川	全 域	AA	イ	H15. 4. 1
	安芸川	全 域	AA	イ	〃
須 崎 湾 水 域	新莊川	全 域	AA	イ	S48. 9. 7
	桜川	全 域	B	イ	S50. 8. 12
	押岡川	全 域	B	イ	〃
	須崎港及び 野見湾	須崎市領久東鼻南端と戸島西南端を結んだ線、戸島南端と中ノ島西南端を結んだ線、同地点と蜂ヶ尻南端を結んだ線及び陸岸により囲まれた海域	海域B	イ	〃
	須崎湾	中土佐町青木崎先端から須崎市久通観音崎先端に至る陸岸の地先海域であって須崎港及び野見湾に係る部分を除いた海域	海域A	イ	〃
足公 摺園 海水 中域	宗呂川	全 域	AA	イ	S48. 9. 7
	三崎川	全 域	AA	イ	〃
	益野川	全 域	AA	イ	〃
	足摺海中公園	千尋岬砥崎南端と片粕防波堤先端を結んだ線及び陸岸により囲まれた水域	海域A	イ	〃
宿 毛 湾 水 域	松田川	愛媛県境より下流全域	A	イ	S50. 8. 12
	篠川	愛媛県境より下流全域	AA	イ	R4. 4. 1
	伊与野川	全 域	AA	イ	〃
	福良川	全 域	AA	イ	〃
	宿毛湾湾奥部	宿毛市池島燈台と大島西端を結んだ線、同地点と大月町白浜西北端の鼻を結んだ線及び陸岸により囲まれた海域	海域B	ロ	S50. 8. 12
	宿毛湾	宿毛市藻津、愛媛県境から大月町浅瀬崎に至る陸岸の地先海域であって宿毛湾湾奥部に係る部分を除いた海域	海域A	イ	〃
中関 土 佐連 地 先水 海 域域	香宗川	全 域	A	イ	S51. 6. 4
	久礼川	全 域	A	イ	〃
	伊与木川	全 域	AA	イ	R4. 5. 27
	中土佐地先海域	土佐清水市布岬から室戸市羽根岬に至る陸岸の地先海域であって、高知港（甲）、高知港（乙）、須崎湾、須崎港及び野見湾に係る部分を除いた海域	海域A	イ	S51. 6. 4
足国 摺立 宇公 和園 海水 域	足摺海域	幡多郡大月町浅瀬崎から土佐清水市布岬に至る陸岸の地先海域であって足摺海中公園に係る部分を除いた海域	海域A	イ	S51. 6. 4

水域名		範囲	水域類型	達成期間	指定年月日
室国	羽 根 川	全 域	A A	イ	H25. 4. 16
戸定	野 根 川	全 域	A A	イ	S52. 4. 22
阿公	芸 東 海 域	室戸市羽根岬から安芸郡東洋町甲浦、徳島県境に至る陸岸の地先海域	海域A	イ	〃
南園					
海水	浦 ノ 内 湾	土佐市竜岬と宇佐漁港萩岬防波堤先端を結んだ線、同防波堤及び陸岸に囲まれた海域	海域Ⅱ	イ	H10. 3. 20
岸域					
中関					
佐連					
地					
先水					
海					
域域					
浦	浦 戸 湾	高知港湾区域のうち、浦戸大橋及び陸岸により囲まれた海域	海域Ⅲ	全窒素 イ 全 磷 ニ 0.06mg/l (暫定)	H13. 4. 1
戸					
湾					
水					
域					

- 注) 1. 水域類型の欄において「海域」の表示のあるものは、水質汚濁に係る環境基準の別表2「生活環境の保全に関する環境基準」のうち「2海域」の類型を、その他は「1河川(1)河川(湖沼を除く)」の類型を示す。
2. 達成期間の分類は次のとおりとする。
- (1)「イ」は直ちに達成
  - (2)「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成
  - (3)「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成
3. 指定年月日の欄において、吉野川水域以外の水域は高知県告示による指定。
4. 四万十川は、平成11年4月1日類型指定を「AA」に変更。(従前 S48.9.7「A」指定)  
仁淀川は、平成12年3月14日類型指定を「AA」に変更。(従前 S47.8.1「A」指定)  
安芸川、伊尾木川は、平成15年4月1日類型指定を「AA」に変更。(従前 S50.8.12「A」指定)
5. 早明浦ダム貯水池は、平成15年3月27日全域が湖沼A湖沼Ⅱに指定。
6. 吉野川上流は、平成18年6月30日河川生物A、早明浦ダム貯水池全域を湖沼生物Aに指定。
7. 長沢ダム貯水池、大橋ダム貯水池は、平成21年3月31日全域が湖沼A湖沼Ⅱに指定。
8. 安田川は平成25年4月16日類型指定を「AA」に変更。(従前 S50.8.12「A」指定)  
羽根川は平成25年4月16日類型指定を「AA」に変更。(従前 S52.4.22「A」指定)
9. 奈半利川、篠川、伊与野川、福良川及び構原川は、令和4年4月1日類型指定を「AA」に変更。  
(従前 S50.8.12「A」指定)
- 伊与木川は、令和4年4月1日類型指定を「AA」に変更。(従前 S51.6.4「A」指定)